

2013年1月16日

「製薬協コード・オブ・プラクティス」の策定にあたって
(会長声明)

日本製薬工業協会
会長 手代木 功

日本製薬工業協会は、本日の総会において、「製薬協コード・オブ・プラクティス」(以下、「製薬協コード」という)を策定し、本年4月1日から実施することを決定いたしました。

製薬協コードは、従来の医療関係者、医療機関等に対するプロモーション活動に限定された行動基準である「医療用医薬品プロモーションコード」を発展させ、会員会社のすべての役員・従業員が、研究者、医療関係者、患者団体等に対して行う様々な活動全般に関する自主規範となるものであります。これにより革新的で有用性が高く安全な医薬品を開発していく責務を有する会員会社の活動が、より高い倫理性、透明性を保ち、社会に信頼されるものとなることを目指しております。

製薬協コード策定の直接的な契機は、当協会が属する国際製薬団体連合会(以下、IFPMA という)において、「IFPMA 医薬品マーケティングコード」から「IFPMA コード・オブ・プラクティス」への改定にあります。当協会におきましては、2011年の「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」の策定、2012年の「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」の策定等、従来のプロモーション活動にとどまらず広く製薬企業と各ステークホルダーの皆様との交流についての指針を策定してきたところであります。

今回の製薬協コードの内容はこれらの指針等も反映したものとなっており、IFPMA コードよりも幅広く、国際的にみても遜色のないものと自負しております。

今後、会員会社は製薬協コードに基づき、各社の「自社コード」を策定し、それに則った企業活動を行っていくこととなります。関係方面の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。